

1. 検討経緯

1.1 ダム検証の流れ

庄原ダムは、ダム事業に係る用地買収や家屋移転は全て完了しており、ダム本体工事着手に向けて、工事中道路の整備や生活再建工事に係る付替道路を継続して施工している。

このような中、平成 21 年 9 月、逼迫している昨今の財政状況等を鑑み、全国で実施されている公共事業を見直すこととなった。ダム事業については、検証の対象となるダムと継続して進めるダムを区分した上で、検証対象となったダムは、事業の必要性や投資効果の妥当性を、新たな基準に沿って検証することとなった。

平成 21 年 12 月、できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進めるために、国において「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が発足した。また、国土交通省からは 既存ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの 既存施設の機能増強を目的としたもの ダム本体工事の契約を行っているもの以外の 83 ダム（直轄ダム：25 ダム、水機構ダム：5 ダム、補助ダム：53 ダム）が検証対象となる発表された。広島県では、仁賀ダム、野間川ダム、庄原ダムの 3 ダムを進めているが、このうち本体工事中の仁賀ダム、野間川ダムは検証対象外となり、庄原ダムが検証対象ダムとして選定され、検証結果を国へ報告することとなった。

平成 22 年 9 月、有識者会議より、検証の進め方などが示された「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」が国土交通大臣へ提出され、これをもとにダム検証の基準となる「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が策定された。

同細目に定められている検討を進める上で、情報公開、意見聴取等の進め方及び対応方針等の決定については、以下のように定められている。

「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め、検討を進める。

検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。

上記の および を行った上で、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。

事業主体は、 ～ を踏まえて対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定する。

しかし広島県では、検討を行う段階から学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者に関わってもらうことにより、ゼロベースからの議論を行い、内容の理解と認識を深め、予断を持たず判断することが適切であると考えた。そのため、以下の手順で検証にかかる検討及び対応方針を作成することとした。

「関係地方公共団体からなる検討の場」については、関係地方公共団体が庄原市のみであり、また、ダム事業着手以前から密接に内容の認識を共有し、連絡調整を図

りながら地元との治水・利水対策を進めてきたことから、関係地方公共団体以外の者も含めた「庄原ダム検討委員会」(以下、「検討委員会」という)を設置し、ダムの検証の検討を行うこととした。

検討委員会は、学識経験を有する者、地域住民代表者、河川利用の代表者、地元地方公共団体の長により構成し、一同に介して議論を行うことにより、それぞれの立場での議論が可能となるようにした。

検討委員会は、報道機関や一般の傍聴も可能とし、終了後は、会議資料、議事要旨、議事録を広島県のホームページに載せるなど、議事の内容や検討資料全てを公開した。

パブリックコメントについては、治水・利水双方の観点から総合的に評価して最適案を決定した段階において、広く意見募集を行い、対応方針の原案を作成するにあたっての参考として活用することとした。

対応方針の原案を作成した後に、「広島県事業評価監視委員会」(以下、「監視委員会」という)の意見を聴き、対応方針を決定することとした。

検討委員会・監視委員会・パブリックコメントの日程および各委員会の構成委員を以下にとりまとめる。

表 1.1 各委員会等の開催日と主な議事内容

回	日程	主な内容	備考
第1回 庄原ダム 検討委員会	平成22年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> 公開規程・傍聴要綱について ダムの検証概要 庄原ダム事業の概要 現地視察 	
第2回 庄原ダム 検討委員会	平成23年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ダム事業の点検について 複数の治水対策案の立案について 複数の利水対策案の立案について 評価軸による評価の考え方について 	
第3回 庄原ダム 検討委員会	平成23年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回委員会の意見整理について 目的別対策案の評価について 総合的な評価による最適案の選定について 	
パブリック コメント	平成23年2月25日～ 平成23年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ダム事業等の点検に対する意見等の募集 治水・利水対策案に対する意見等の募集 その他意見の募集 	HP, 県・市機関等での資料閲覧・意見募集
第4回 庄原ダム 検討委員会	平成23年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回委員会の意見整理について パブリックコメントの意見について 対応方針の原案について 	
広島県事業評価 監視委員会	平成23年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> 庄原ダム事業の重点審議について 	

表 1.2 庄原ダム検討委員会の構成委員

分野等		氏名	所属・役職
学 識 経 験 を 有 す る 者	河川工学	河原 能久	広島大学大学院工学研究科教授
	環境	中村 慎吾	庄原市立比和自然科学博物館長
	地域経済学	伊藤 敏安	広島大学大学院地域経済システム研究センター長
	農業	前川 俊清	県立広島大学生命環境学部准教授
	漁業	村上 恭祥	元 広島県水産試験場長
関係住民		長岡 廣樹	庄原商工会議所会頭
		永井 忠司	庄原市自治振興区連合協議会長
		谷川 巖	西城川漁業協同組合代表理事組合長
関係自治体	滝口 季彦	庄原市長	
関係利水者		庄原市水道事業管理者	

: 委員長

表 1.3 広島県事業評価監視委員会の構成委員

氏名	所属・役職
中山 隆弘	広島工業大学教授
宮下 文博	中国経済連合会常務理事
岩崎 宇多子	税理士
長本 憲	前豊町長
戸田 常一	広島大学大学院教授
河原 能久	広島大学大学院教授

: 委員長

平成 23 年 4 月 15 日に庄原ダム検討委員会から対応方針の原案が作成されたことについて報告を受け、平成 23 年 5 月 16 日に広島県事業評価監視委員会を開催し、平成 23 年 5 月 31 日に庄原ダム事業継続の可否について具申を受け、知事はこれを尊重し広島県としての対応方針を決定した。

本報告書は、以上の経緯により進めた庄原ダムの検証に係る検討をとりまとめたものである。

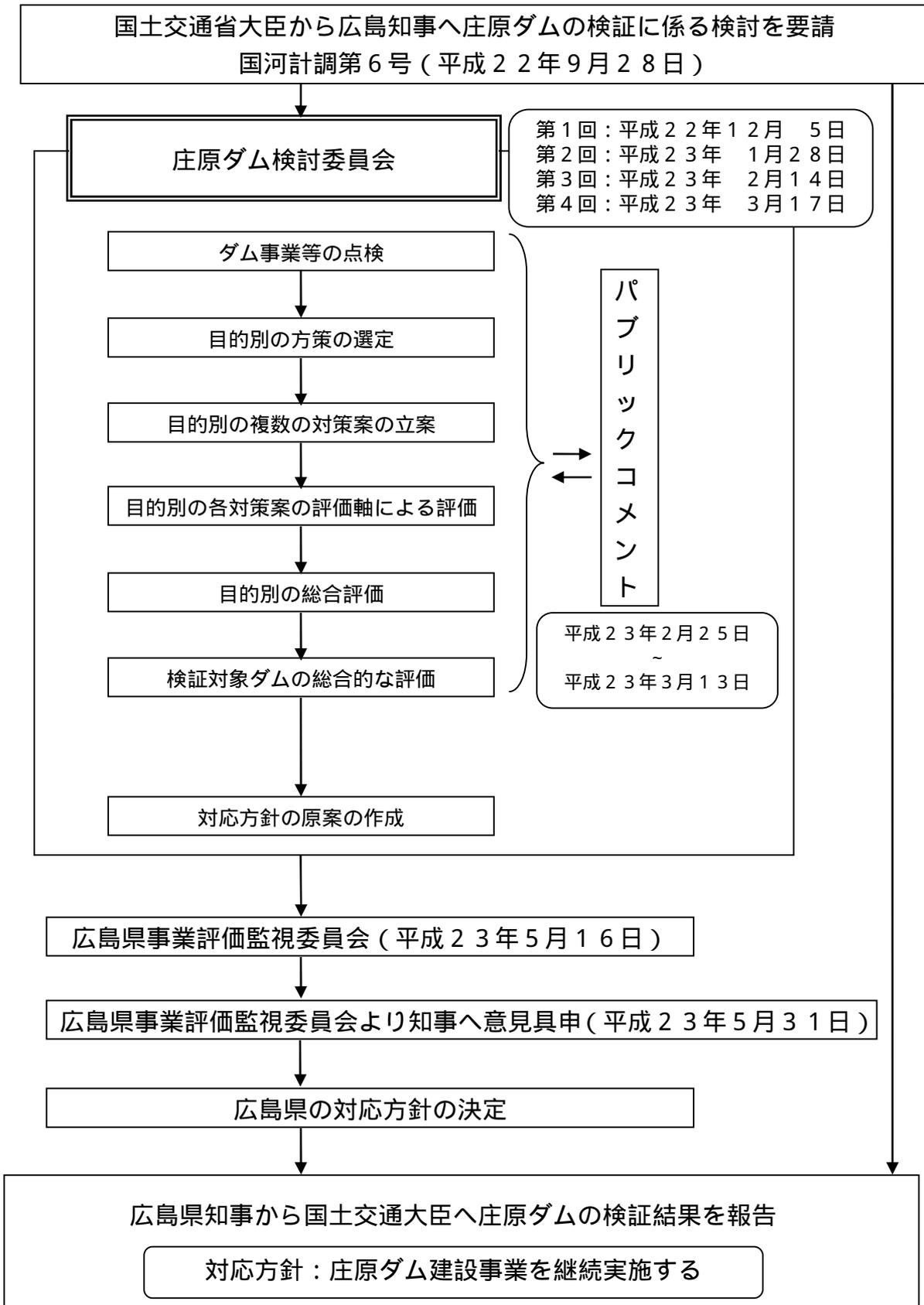


図 1.1 庄原ダム検証の進め方

1.2 ダムの検証概要

以下に庄原ダムの検証の概要をとりまとめる。

(1) ダム事業等の点検

庄原ダムについては、一級河川江の川水系西城川・神野瀬川ブロック河川整備計画(H14.12 策定)に位置づけられ、西城川総合開発事業(H19.12)で認可されている。既計画では、昭和30年から平成10年までの降雨データ等を使用しており、今回の点検において、平成11年から平成21年までの降雨データを追加し、治水・利水計画を点検している。事業費については、平成22年度末までの工事費や用地補償費などの実績額を反映し、また、近年、本体工事を施工しているダムの単価を参考に総事業費を点検している。ダムの堆砂計画については、流域の地質が類似している近傍ダムにおける平成16年度までの堆砂実績をふまえ計画しており、今回の点検において、平成17年度から平成21年までの堆砂実績を追加して点検している。工期については、平成22年度末の事業の進捗状況を反映させ、今後の付替道路や本体工事の施工計画を踏まえて点検している。その結果、工期が3年延びて平成27年度完成となることを確認した。

(2) 目的別の方策の抽出

治水対策については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」で定める治水の方策26手法の中から、実現性、治水上の効果の観点から概略評価を行い、6方策を抽出した。また利水対策については、同細目で定める利水の方策17手法の中から、実現性、利水容量の確保の観点から概略評価を行い、水道用水に対して4方策、正常流量に対して2方策を抽出した。

(3) 目的別の複数の対策案の立案

抽出した方策について、地形的条件や土地の利用状況などを踏まえ、単独又は複数の組み合わせにより、治水・利水対策案を立案した。

治水対策案では、ダム案を含め5つの対策案（庄原ダム+引堤案，遊水地+引堤案，放水路+引堤案，引堤案，堤防かさ上げ案）を立案した。

利水対策案では、水道用水に対して、ダム案を含め5つの対策案（庄原ダム案，水道用水単独ダム案，河道外貯留施設案，明賀池再開発案，既設ため池活用案）を立案した。また正常流量に対して、ダム案を含め3つの対策案（庄原ダム案，正常流量単独ダム案，河道外貯留施設案）を立案した。

(4) 目的別の各対策案の評価軸による評価

立案した複数の対策案について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」で定める治水対策案に係る7評価軸（安全度，コスト，実現性，持続性，柔軟性，地域社会への影響，環境への影響）及び利水対策案に係る6評価軸（目標，コスト，実現性，持続性，地域社会への影響，環境への影響）により評価を行った。

(5) 目的別の総合評価

各対策案の検討結果を踏まえて、治水及び利水の目的別に総合的な評価を行った。

治水対策案は、必要な治水安全度が確保でき、コストや実現性などの面で「庄原ダム＋引堤案」が最適案となった。

利水対策案は、水道用水に対しては、コストや実現性の面で「庄原ダム案」が最適案となった。また正常流量に対してもコストや実現性の面で「庄原ダム案」が最適案となった。

(6) 検証対象ダムの総合評価

治水及び利水の目的別に総合評価を行った結果、治水、利水ともに庄原ダムを含む案が最適案となったことから、検証対象ダムの総合評価では、庄原ダムの建設を行う案を最適案とした。

(7) パブリックコメント

パブリックコメントでは、上記(1)～(6)までの検討結果に対して、幅広く意見を聴取することとした。パブリックコメントの概要は以下のとおりである。

意見募集期間

- ・平成23年2月25日～平成23年3月13日

意見の提出方法

- ・電子メール，FAX，郵送，窓口への提出

結果の概要

- ・意見総数 9件

(8) 対応方針の原案の作成

検討結果及びパブリックコメントの意見を踏まえ、庄原ダム検討委員会は庄原ダムの建設を行う対応方針の原案を作成した。

(9) 広島県事業評価監視委員会

庄原ダム検討委員会における審議内容を踏まえ、事業の背景・内容・必要性、事業を巡る社会情勢及び必要性の変化、進捗状況と今後の見通し、事業費の増減と現時点での費用便益比、地元からの要望等の内容を基に、庄原ダム事業の継続の可否について審議を行った。監視委員会においては、事業は必要性が高く、地元からも強く要望があり、費用便益比が治水：1.1、利水：6.0と投資効果が確認された。その結果、監視委員会は事業の必要性や費用対便益比、さらには利水上の大きな効果が期待できることから、庄原ダム事業を継続実施することは適当と判断する意見を知事へ具申した。

(10) 広島県の対応方針の決定

広島県は、事業評価監視委員会からの意見を受け、庄原ダム事業を継続する対応方針を決定した。